

スカイネットアジア航空株式会社運航乗務員等の不適切な行為について(概要)

～ 航空法第73条の3違反(安全阻害行為等の禁止等)関係 ～

1. 事案の概要

- ① 平成18年11月14日 SNA57便
羽田発(14:55) 宮崎着(16:39) 乗員6名 乗客85名
離陸時及び着陸時に予備席の副操縦士が撮影
- ② 平成18年11月14日 SNA60便
宮崎発(17:19) 羽田着(18:59) 乗員6名 乗客147名
着陸時に予備席の副操縦士が撮影
- ③ 平成18年10月27日 SNA62便
宮崎発(19:34) 羽田着(21:00) 乗員6名 乗客144名
着陸時に予備席に着座していた訓練中の機長要員が撮影

2. 新たな事実の判明経緯

- ① 平成21年4月17日夕刻、航空局に「インターネット上にSNAの操縦席からの映像が2件ある」との情報提供があり、同日、SNAに対し、同映像の確認及びインターネット上の徹底した調査を指示。
- ② 4月20日、SNAから航空局に、インターネット上に同種の映像が他に1件掲載されている事実を報告。

3. 事案に係わる運航乗務員の処分

SNAは、4月23日社内処分を実施した。

社 長	: 役員報酬返上 30% 、一ヶ月
専務取締役	: 役員報酬返上 20% 、一ヶ月
取締役 運航本部長	: 役員報酬返上 10% 、一ヶ月
運航本部 運航乗員部長	: 譴責
運航乗員部 第一乗員課 課長	: 本部長からの嚴重注意
機長 A (撮影依頼者)	: 出勤停止 30 日
機長 B	: 譴責
機長 C	: 譴責
副操縦士 D (撮影者)	: 出勤停止 30 日
副操縦士 E	: 本部長からの嚴重注意
嘱託社員 F (撮影者)	: 出勤停止 30 日

(参考)

○航空法(抄)

(安全阻害行為等の禁止等)

第73条の3 航空機内にある者は、当該航空機の安全を害し、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産に危害を及ぼし、当該航空機内の秩序を乱し、又は当該航空機内の規律に違反する行為(以下「安全阻害行為等」という。)をしてはならない。

○航空法施行規則(抄)

(安全阻害行為等の禁止)

第164条の15 法第73条の4第五項の国土交通省令で定める安全阻害行為等は、次に掲げるものとする。

一 ～ 三 (略)

四 航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれがある携帯電話その他の電子機器であつて国土交通大臣が告示で定めるものを正当な理由なく作動させる行為

五 ～ 八 (略)